

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第59号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p>【関係法令】 兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱、兵庫県こども医療費助成事業実施要綱</p> <p>【改正趣旨】 行財政構造改革方針に基づく取り組みとして、小・中学生の医療費助成制度について見直しを行うもの。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所得制限の導入 市民税所得割額23万5千円未満（世帯合算）※県基準と同様 2 一部負担金の導入 通院1日につき400円（所得制限超過者は800円） 急激な負担を抑えるため、1か月当たり1保険医療機関等において2回までの負担とする。（3回目以降無料） 3 低所得者・入院患者への配慮 低所得者については、現行どおり無料 入院の場合も、現行どおり所得に関わらず無料 4 一部負担金の対象年齢 就学児以上（小学1年生から中学3年生まで） 未就学児は、現行どおり無料 <p>【施行期日】 平成30年7月1日（経過措置として、平成32年6月30日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、所得制限超過者の一部負担金を400円とする。）</p>